

最高裁判所 御中

有期雇用労働者を不更新条項で使い捨てる日本通運の 労契法 18 条潜脱・無期転換逃れを止めさせる判決を求めます

日本通運は、有期雇用労働者を不更新条項で使い捨てています。

岡田さんは、日本通運の支店ではぼ 1 年ごとの契約更新を繰り返し通算 5 年 10 カ月働いていましたが、2018 年 3 月 31 日に雇止めされました。労働契約法 18 条の効力が発生する前日です。

2013 年 4 月 1 日の労働契約法の改正により、有期労働契約が 5 年を超えれば無期転換に変更できる「無期転換ルール」が成立したことから、日本通運は法改正の直後に「契約期間は 13 年 4 月から 5 年を超えない」という不更新条項を雇用契約書に加え、そのことによって岡田さんは法施行後 5 年の前日の 3 月 31 日に雇止めされました。日通は全社的に有期契約労働者の契約更新の時に不更新条項を書き入れ、有期雇用労働者の無期転換を阻止したのです。

岡田さんは無期転換逃れの雇止めの撤回、地位確認を求めて 2018 年 4 月 1 日に東京地裁に提訴しましたが、地裁は 2020 年 10 月 1 日に不更新条項で期待は消えないとしながらも不当判決を出しました。東京高裁に控訴しましたが、2022 年 11 月 1 日に、地裁の判決内容も否定し、不更新条項で期待が消えたとして、労働契約法 18 条の潜脱行為を見逃し、訴えを切り捨てる判決を出しました。高裁判決は、岡田さんだけに留まらない有期契約労働者に対する不当な判決です。

最高裁では、高裁での不当判決を是正し、職場復帰を認め、有期雇用労働者の希望を切り捨てない、公正な判決を求めます。

氏 名	住 所

ユニオンネットお互いさま

委員長 峰岸 亨

〒 101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル N P O 労働相談室内

TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263